

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
厚生年金関係	9 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年12月

私は、会社を退職した昭和55年12月にA市町村の実家に戻り、役場で転入届出と国民年金の加入手続をした。「B納入組合扱いで55年12月分から納めてください」というA市町村からの56年1月16日付けの通知書もあるので、納入組合を通じて保険料を納付したと思う。55年12月分だけ納付しないことはないと思うので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金に加入した全期間について、納付済み又は申請免除の承認を受けていることが確認できることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、当時住んでいた実家の家族分と一緒に地区の納入組合に納付したはずである。」と主張しているところ、申立人が所持するA市町村からの昭和56年1月16日付けの通知書には、「月額保険料額 金3,770円 55年12月分から納めてください。B納入組合扱」と記載されており、当時の申立期間の保険料額と一致した金額が記載されていることが確認できる。

さらに、申立期間直後の期間である昭和56年1月から同年6月までの国民年金保険料は納付済みである上、当時、申立人が居住していた実家で国民年金に加入していた二人（申立人の母親及び兄の妻）は、申立期間を含めて保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

加えて、申立期間当時のB納入組合の組合長は、「組合員の中で国民年

金保険料を未納にしている人はいなかった。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年10月1日から21年11月30日まで  
私は、昭和12年7月にA株式会社B事業所へ就職した。

その後、召集を受け、会社に籍をおいたまま、戦地に赴いたが、銃弾を受け負傷した。

復員後もC職として働いたが、負傷が悪化したため、やむを得ず退職した。

当時から、年金は老後のためのものだと思っていたし、また、私は、C職以外の職に就くことを希望していたため、脱退手当金の受給手続を行うはずがない。申立期間について、脱退手当金を受給していないものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後の整理番号の被保険者200人（すべて男性）のうちオンライン記録が確認できる109人について調査したところ、脱退手当金の受給資格がある者は申立人を含めて22人であり、そのうち脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人のみである。

また、上記の脱退手当金の受給資格があった者のうちの一人は、「私は、D職に採用となりB事業所を退職した。退職時に脱退手当金制度についての説明は無かった。」と証言しており、これらを踏まえると、当時、事業主が、男性の退職者に対して脱退手当金制度の説明及び脱退手当金の代理請求を行っていたとは考え難い。

さらに、当時、男性の脱退手当金の請求には、戸籍抄本等の添付が義務

付けられていたところ、健康保険厚生年金保険被保険者番号払出簿、同被保険者名簿及び同被保険者台帳（旧台帳）において確認できる申立人の氏名は、いずれも「E」と誤った記載のままとなっており、申立期間当時、正当な請求手続が行われたものとは言い難い。

加えて、申立人とその妻は、「戦争で負傷した外傷のため、止むを得ずB事業所を退職したが、その後はC職以外の仕事に就くつもりだった。」としていることから、同事業所退職後も引き続き就労の意思があったことがうかがえ、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したものとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月20日

平成16年7月20日にA株式会社から夏期賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されているが、年金記録に反映されていない。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成16年7月20日に支給された賞与に係る給与支給明細書から、申立人は、24万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月20日

平成16年7月20日にA株式会社から夏期賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されているが、年金記録に反映されていない。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成16年7月20日に支給された賞与に係る給与支給明細書から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を56万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月20日

平成16年7月20日にA株式会社から夏期賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されているが、年金記録に反映されていない。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成16年7月20日に支給された賞与に係る給与支給明細書から、申立人は、56万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における申立期間①の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を、第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の第3種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 51 年 8 月 1 日から同年 9 月 11 日まで

私は、昭和 39 年からC都道府県のA株式会社B事業所に勤務していたが、44 年 4 月から 45 年 10 月末までの期間においてD都道府県の同社E事業所に出向し、F現場で坑内員として勤務した。また、51 年 3 月から同年 9 月ごろまでの期間において、C都道府県のG現場で坑内員として勤務した。

しかし、厚生年金保険第3種被保険者としての加入記録は、昭和 51 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までしかないので、申立期間①から③までについて、第3種被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社E事業所において勤務し、厚生年金保険第3種被保険者としての記録がある複数の同僚は、「申立人は、坑内員として勤務していた。」と証言していることから、申立人は、同社同事業所において坑内員として勤務していたことが推認できる。

また、申立期間①当時、A株式会社E事業所において坑内員として勤

務していたことが確認できる7人の中で、6人は第3種被保険者として記録されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「A株式会社E事業所には、同社B事業所から出向した。」と述べているところ、同社E事業所における当時の事務担当者は、「当時、本社や他の事業所から出向してきた者は多数いた。これらの坑内員等の賃金台帳はE事業所で管理しており、本社やB事業所に給料を請求し給料を手渡していた。給料は坑内員の場合、坑外勤務の2割増しである。」と述べている。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、昭和44年7月1日の随時改定において4万8,000円から6万円に、45年7月1日の随時改定において6万円から9万2,000円に改定されているところ、上記の第3種被保険者であった者とおおむね同等又はそれ以上の等級で推移していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険第3種被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る第3種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社では、関連資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る第1種被保険者から第3種被保険者への種別変更届や第3種被保険者から第1種被保険者への種別変更届が提出されたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が、これをいずれも記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所に当該届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る第3種被保険者としての保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る第3種被保険者としての保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間②及び③について、申立人は、「A株式会社B事業所に係る厚生年金保険の第3種被保険者としての加入記録は、昭和51年5月1日から同年8月1日までとされているが、同年3月から同年9月10日まで坑内員として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人が、A株式会社B事業所において、坑内員として一緒に勤務していたと記憶する二人の同僚のうち聴取できた一人は、一緒に勤務していた期間に関する記憶は曖昧であり、申立期間②及び③において申立人が坑内員として勤務していた事実は確認できない。

また、上記の二人の同僚についても、第1種被保険者から第3種被保険者へ種別変更されたのは、申立人と同様に昭和51年5月1日であることが確認できるところ、上記の同僚は、「第3種被保険者だった期間

の厚生年金保険料の控除額は、高かった記憶がある。」と述べているが、自身の第3種被保険者資格期間について記録が相違しているとする証言は無い。

このほか、申立期間②及び③について、第3種被保険者として厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和50年7月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月1日から同年7月7日まで

私は、昭和39年3月から50年9月までの期間において、A株式会社及びB株式会社に継続して勤務していた。

A株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和50年6月1日、B株式会社に係る資格取得日が同年7月7日とされているが、継続して厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A株式会社及びB株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社の当時の代表取締役は、「B株式会社は、A株式会社のC部門を独立させた関連会社であり、当時、両社は同じ事務室内にあった。申立人は、A株式会社からB株式会社に出向しているが、申立期間当時も両社の業務に従事しており、継続して厚生年金保険に加入していたはずであり、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と証言している。

さらに、A株式会社及びB株式会社の両社において、厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚二人に照会したところ、申立人は申立期間当時、厚生年金保険料を継続して控除されていた旨証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に

判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、A株式会社の当時の代表取締役は、申立人が、申立期間当時、同社及びB株式会社の両社の業務に従事していた旨証言しているところ、社会保険事務所（当時）の記録では、B株式会社は、昭和 50 年 7 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できることから、申立人は、申立期間について、A株式会社において、厚生年金保険料を事業主により控除されていたと判断するのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和 50 年 5 月の社会保険事務所の記録から、15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社の事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 3 月から 20 年 1 月 5 日まで  
② 昭和 20 年 9 月 30 日から同年 12 月まで

私は、昭和 18 年 3 月から 20 年 12 月まで、A株式会社B事業所のC課で給与計算などの仕事をしていたが、厚生年金保険の加入記録は、20年1月5日から同年9月30日までの期間しかない。職場の同僚等の氏名を記憶しており申立期間も勤務したことは間違いないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 18 年 3 月から 20 年 12 月までA株式会社B事業所に勤務したが、厚生年金保険の記録は、20 年 1 月 5 日から同年 9 月 30 日までの期間しかない。」と主張している。

しかしながら、申立期間①について、A株式会社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記録がある複数の者に照会したところ、その中の一人は、「申立人を記憶している。私は昭和 19 年 12 月に入社したが、申立人は私よりも後に入社した。」と証言しているところ、同被保険者名簿から、この者が厚生年金保険の資格を取得したのは、同年 12 月 5 日となっていることが確認でき、その後の同社の同被保険者名簿の記録では、申立人が資格を取得した 20 年 1 月 5 日まで、同社において厚生年金保険の資格取得者はいないことが確認できる。

また、申立人が上司あるいは同僚であったと記憶する複数の者に対して、申立人のA株式会社B事業所の入社時期について照会したところ、入社した時期を明確に記憶している者はおらず、申立期間①について、申立人が勤務していたことを確認できる証言は得られなかった。

申立期間②について、申立人は、A株式会社B事業所を退職した理由について、「会社から、終戦により男性従業員が戻ってくるので辞めてほしいと言われ、男性従業員が戻ってくる前に辞めた。」と述べているところ、同社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿では、昭和19年6月1日から20年12月までに被保険者資格を取得した女性で喪失日が確認できる304人のうち、申立人と同日の20年9月30日に被保険者資格を喪失している者は147人であり、この中で連絡が取れた3人は、「戦争が終わって男性が戻ってくるので辞めてほしいと言われて辞めた。」と証言し、このうちの二人は、「多くの女性従業員が同じころに辞めた。」と証言している上、自身の記憶する退職時期と厚生年金保険の記録は合っている旨証言している。

また、申立人が上司あるいは同僚であったと記憶する複数の者に対して、申立人のA株式会社B事業所の退社時期について照会したところ、退社した時期を明確に記憶している者はおらず、申立期間②について、申立人が勤務していたことを確認できる証言は得られなかった。

申立期間①及び②について、A株式会社に照会したが、同社では、「当時の資料は火災により焼失したため、申立人の人事記録は確認できない。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
昭和 31 年 3 月に高校を卒業し、同年 5 月から同年 11 月 30 日まで A 事業所に月雇作業員として勤務した。当時一緒に働いていた上司等の名前を記憶しており、勤務していたのは間違いないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所が保管する人事記録から、申立人は、申立期間において A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時の A 事業所の事務担当者は、「昭和 29 年に厚生年金保険の適用事業所となり、しばらくは年間雇用する常用作業員のみを厚生年金保険に加入させていた。その後、時期は明確ではないが、春から秋まで雇用する月雇作業員も加入させることとしたため、被保険者数が急増したことを記憶している。」と証言している。

また、上記の事務担当者は、申立期間当時の作業員数は 400 人ぐらいであったとしているところ、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和 29 年度の被保険者数は 73 人、30 年度が 38 人（うち新規取得者は、8 人）、31 年度が 42 人（うち新規取得者は、5 人）に対し、32 年度が 469 人（うち新規取得者は、433 人）、33 年度が 455 人（うち新規取得者は、381 人）と 32 年度から急増していることが確認でき、同事業所が、春から秋まで雇用する月雇作業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをした時期は、申立期間より後の 32 年度からであったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当時、一緒に勤務していた 4 人の上司及び同僚を記憶しているが、そのうち二人は申立期間以前から他の年金制度に加入しており、他の二人は申立期間において厚生年金保険の加入記録は無



い上、連絡先が確認できないことから当時の状況について聴取できない。

加えて、申立期間当時、A事業所において月雇作業員として勤務していたことが確認できる別の4人についても、当該期間の厚生年金保険の加入記録は無く、これらの者から当該期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたとの証言も得られなかった。

その上、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月 26 日から同年 12 月ごろまで  
② 昭和 43 年 3 月ごろから同年 9 月 7 日まで  
③ 昭和 46 年 7 月 11 日から 48 年 6 月ごろまで  
④ 昭和 48 年 7 月ごろから 49 年 8 月ごろまで  
⑤ 昭和 50 年 4 月ごろから同年 10 月ごろまで  
⑥ 昭和 50 年 11 月ごろから 53 年 8 月ごろまで  
⑦ 昭和 55 年 9 月ごろから 58 年 8 月ごろまで  
⑧ 昭和 58 年 9 月ごろから 59 年 2 月ごろまで  
⑨ 昭和 63 年 4 月ごろから同年 10 月ごろまで

私は、申立期間①について、有限会社Aに勤務していた。

また、申立期間②については、B区にあった株式会社Cに勤務していた。

申立期間③については、D株式会社に勤務していた。上司はE都道府県出身の人だった。

申立期間④については、F市町村にあったG株式会社に勤務していた。給与から保険料を引かれていた記憶がある。

申立期間⑤については、H区にあった事業所で働いていた。

申立期間⑥については、I市町村にあったJ株式会社で働いていた。

申立期間⑦については、K株式会社に勤務していた。L市町村にあったM株式会社の下請け会社だった。社長はN氏といった。

申立期間⑧については、O区にあった株式会社Pに勤務していた。

申立期間⑨については、Q市町村にあった株式会社Rに勤務し、営業をしていた。

申立期間①から⑨までについて、厚生年金保険に加入していたことを

認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「有限会社Aに勤務していた。」と主張している。

しかしながら、有限会社Aの当時の事業主及び従業員は、「当時の従業員を確認できる資料は無く、申立人についての記憶は無い。」と述べていることから、申立人の同社における勤務実態が確認できない。

また、有限会社Aの当時の事業主は、「申立期間①当時は、従業員数が少なく社会保険に加入できなかったと記憶している。当社が厚生年金保険に加入したのは昭和45年2月1日であり、申立期間①当時は厚生年金保険の適用事業所とはなっていなかった。」と証言しているところ、社会保険事務所（当時）の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは45年2月1日であることが確認できる。

さらに、上記の従業員は、「昭和41年に入社した。会社が厚生年金保険に加入したのは、私が入社して4年後ぐらいであったが、加入するまでは給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

- 2 申立期間②について、申立人は、「B区にあった株式会社Cに勤務していた。」と主張している。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、株式会社Cが厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人は当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、事業所の所在地を管轄する法務局に照会したものの、商業登記も無く、申立人の同社での勤務実態等について確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「D株式会社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、D株式会社では、「当社が保管する社員の在籍台帳を確認したが、申立人の氏名は無く、当社の社員ではなかったと考えられる。当時、当社では何社かの下請け事業者がいたのでこれらの事業者に雇用されていたことも考えられるが、下請けの事業者に関する資料は無い。」と回答している。

また、申立人は当時の上司の姓を記憶しているが、その者を特定することができないことから、当時の申立人の勤務実態等について確認することができない。

さらに、D株式会社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

- 4 申立期間④について、申立人は、「昭和48年7月ごろから49年8月ごろまでG株式会社に勤務していた。給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶がある。」と主張しているところ、当時の同僚は、

「申立人は、半年ほどしか勤務していなかった。」と証言していることから、申立人は、申立期間④のうち、一部期間について同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、G株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 49 年 9 月 25 日であり、申立期間④当時は、適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、G株式会社の当時の事業主の妻は、「会社が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と証言している上、上記の同僚も、「会社が厚生年金保険に加入するまで給与から厚生年金保険料が控除されることはなかった。」と証言している。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、「H区にあった事業所に勤務していた。」と主張している。

また、昭和 44 年度及び 53 年度刊行の住宅地図によると、申立人が勤務していたとする事業所は、S事業所と表記されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、S事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人は当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、事業所の所在地を管轄する法務局に照会したものの、商業登記も確認できないため、申立人の同事業所での勤務実態等について確認することができない。

また、申立人は、「S事業所は、T株式会社から製品の供給を受けていた。」と記憶しているところ、同社に照会したが、S事業所に関する事実及び供述は得られなかった。

- 6 申立期間⑥について、申立人は、「I市町村にあったJ株式会社で働いていた。」と主張しているところ、申立人が同僚であったと記憶する者は、「私は、当時、U事業所の個人事業主としてJ株式会社の下請けをしており、私が申立人を雇用していた。」と証言していることから、申立人は、U事業所に勤務していたことが推認される。

しかしながら、上記のU事業所の事業主は、「個人事業だったので厚生年金保険には加入しておらず、申立人は厚生年金保険や失業保険には加入していなかった。当時、私は国民年金に加入していた。」と証言しているところ、オンライン記録から、当該事業主は、当時、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

- 7 申立期間⑦について、申立人は、「M株式会社の下請けをしていたK株式会社の正社員として勤務していた。当時の社長の名前を記憶している。」と主張している。

しかしながら、K株式会社の事業を継承する株式会社Vでは、「当社が保管する昭和 54 年度から 58 年度までの健康診断個人票の事業主控えを確認したが申立人の記録は無い。社員の受診はM株式会社から

義務付けられていたので、個人票が無い申立人は当社の社員ではなかったと考えられる。」と回答している。

また、当時のK株式会社の取締役は、「当時、別会社から労働者を派遣してもらっていて、申立人が記憶する社長は、派遣元のW株式会社の社長だった。」と述べているところ、W株式会社の当時の共同経営者は、「当時、M株式会社の事業場に派遣していた従業員の給料は週払いであり、週払いの者は厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

また、K株式会社及びW株式会社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

- 8 申立期間⑧について、申立人は、「O区にあった株式会社Pに勤務していた。」と主張している。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、株式会社Pが厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人は当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、法人登記簿から確認できた所在地にある同社に照会したものの、回答が得られず、申立人の同社での勤務実態等について確認することができない。

- 9 申立期間⑨について、申立人は、「Q市町村にあった株式会社Rに営業社員として勤務し、売上げの1割の収入があった。」と主張している。

しかしながら、株式会社Rでは、「申立人が当社の販売外務員であったかどうかについては確認できなかったが、当社では、営業は営業社員ではなくすべて販売外務員が行い、販売外務員には個人事業主として給与ではなく報酬を支払っている。販売外務員は社員ではないので当社の厚生年金保険に加入することはなかった。」と回答していること、及び申立人が「収入は売上の1割であった。」と述べていることを踏まえると、申立人は、同社の従業員ではなく、販売外務員であったことがうかがえる。

また、申立期間⑨当時、株式会社Rにおいて厚生年金保険の記録が確認できる元従業員に照会したが、「営業をする者は社員ではなく、販売外務員であった。」と証言している。

- 10 このほか、申立期間①から⑨までについて、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月から 37 年 8 月まで

私は、昭和 34 年 1 月に、A 事業所の下請け会社であった B 有限会社に正社員として入社し、当初は C 都道府県内で勤務していたが、その後、同年 11 月ごろに異動となり、D 地域方面の現場で勤務していた。

申立期間において厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B 有限会社には昭和 34 年 1 月から 37 年 8 月まで勤務した。一緒に勤務した現場主任は厚生年金保険に加入しているので、自分も加入していたはずである。」と主張しているところ、複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、B 有限会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、B 有限会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 35 年 12 月 1 日であり、同日に 5 人（代表取締役、その親族 3 人、現場主任）が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該現場主任は、「自分は現場責任者だったので、厚生年金保険に加入できたと思う。」と証言している。

また、申立人は、申立期間当時、同じ仕事に従事していた同僚一人を記憶しており、「当該同僚とは、昭和 34 年 11 月以前から一緒に勤務していた。」と述べているところ、B 有限会社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から、当該同僚は申立期間において、当該事業所での厚生年金保険の加入記録は無く、申立期間よりも後の 38 年 2 月 1 日

に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が申立期間当時、事務を担当していたと記憶する同僚一人についても、38年8月16日に被保険者資格を取得していることが確認でき、その間にこれらの二人以外に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者はおらず、健康保険番号に欠番も無いことが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年11月14日から56年1月1日まで  
② 昭和56年1月8日から同年4月14日まで

私は、申立期間①において、A都道府県のB株式会社に出稼ぎ労働者として勤務していた。

また、申立期間②において、C都道府県のD株式会社に出稼ぎ労働者として勤務していた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、雇用保険の記録及び申立人が所持している雇入通知書、同僚の証言から、申立人は申立期間において、B株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が一緒に出稼ぎ労働者として勤務したと記憶する同僚3人についても、B株式会社における厚生年金保険の加入記録は無く、このうちの一人は、「自分は、申立期間①において厚生年金保険には加入していなかったと記憶している。」と述べている。

また、B株式会社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の厚生年金保険の取扱いは確認できないものの、申立人は、「申立期間①当時、自分と同様に勤務していた出稼ぎ労働者は、20人から30人ぐらいいた。」と述べているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、同社が厚生年金保険の適用事業所であった期間（昭和55年9月1日から57年3月31日まで）の被保険者は15人であり、その間の健康保険番号に欠番は無く、上記の15人



の厚生年金保険の加入記録からは、出稼ぎ労働者であることをうかがわせる者はいないことから、同社では、出稼ぎ労働者を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間①において国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録及び申立人が所持している雇入通知書、同僚の証言から、申立人は申立期間において、D株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が一緒に出稼ぎ労働者として勤務したと記憶する同僚3人についても、D株式会社における厚生年金保険の加入記録は無く、このうちの一人は、「自分は、申立期間②において厚生年金保険には加入していなかったと記憶している。」と述べている。

また、D株式会社では、「当時の資料が無く、当時の社員にも照会したが、詳細は不明である。」と回答しているところ、D株式会社において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録がある者の中から証言が得られた当時の元社員は、「作業工程ごとに部門があったため、全体の従業員数は分からないが、自分が勤務していた部門には10人ぐらいの出稼ぎ労働者がいた。」と述べている。しかし、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、厚生年金保険の加入記録からは、出稼ぎ労働者であることをうかがわせる者は一人もいないことから、同社では、申立期間②当時、出稼ぎ労働者を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間②において国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月10日から39年4月17日まで  
私は、申立期間においてA区にあったB株式会社に出稼ぎ労働者として勤務した。一緒に勤務した同郷の者は厚生年金保険に加入しているので、私も加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、時期は特定できないものの、B株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間において、一緒に出稼ぎ労働者として勤務したと記憶する二人の同僚のうちの一人は、「申立人がB株式会社の出稼ぎから帰ってきた時に同社についての話を聞き、その後、一度だけ同社に出稼ぎに行ったが、申立人は一緒ではなかった。」と証言するところ、オンライン記録から、当該同僚は、昭和39年1月8日から同年2月10日までの期間において、同社の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。また、同社に出稼ぎ労働者として勤務していた別の者は、「私は、昭和36年度から42年度まで毎年出稼ぎに行っていたが、申立人と一緒だったのは、38年度よりも前であったと記憶している。」と証言していることを踏まえると、申立人が同社に出稼ぎに行った時期は特定できないが、少なくとも申立期間よりも前の年度であったことがうかがえる。

さらに、B株式会社における昭和37年度以前の出稼ぎ労働者に係る厚生年金保険の取扱いについて、当時の事務担当者は、「私が勤務した昭和30年代前半当時は、出稼ぎ労働者を厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言しており、昭和35年度から42年度までにおける同社の事

業所別被保険者名簿を確認したところ、厚生年金保険の加入記録からみて出稼ぎ労働者であることをうかがわせる者の記録は 38 年度以降には多数あるものの、37 年度以前は無く、同年度以前も同社に出稼ぎに行っていたとする複数の者は、同年度以前に厚生年金保険の記録は確認できないことから、同社では、同年度以前は出稼ぎ労働者を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月から 36 年 2 月 7 日まで  
② 昭和 36 年 11 月から 37 年 4 月まで  
③ 昭和 39 年 11 月から 40 年 4 月まで  
④ 昭和 40 年 11 月から 41 年 4 月まで

申立期間①及び②について、昭和 35 年 11 月から 36 年 4 月までの期間及び 36 年 11 月から 37 年 4 月までの期間において、株式会社 A に出稼ぎ労働者として勤務したが、同社に係る厚生年金保険の加入記録は、36 年 2 月 7 日から同年 5 月 5 日までの期間しかない。

また、申立期間③及び④について、昭和 38 年 11 月から 39 年 4 月までの期間、39 年 11 月から 40 年 4 月までの期間及び 40 年 11 月から 41 年 4 月までの期間において、B 株式会社に出稼ぎ労働者として勤務したが、同社に係る厚生年金保険の加入記録は、38 年 11 月 12 日から 39 年 5 月 2 日までの期間しかない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「株式会社 A における厚生年金保険の加入記録は、昭和 36 年 2 月 7 日から同年 5 月 5 日までしかないが、35 年 11 月から勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人が申立期間①において一緒に勤務したと記憶する同僚についても、株式会社 A における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同日の昭和 36 年 2 月 7 日であることが確認でき、当該同僚は、「申立人とは一緒に出稼ぎに行ったが、時期までは覚えていない。」と述べている。

また、株式会社Aにおいて、申立期間①当時、被保険者資格を取得していることが確認できる複数の者に照会したが、申立人が勤務していたことを記憶している者はいなかった。

さらに、株式会社Aにおいて、申立人及び申立人が一緒に勤務したと記憶する前述の同僚以外に、昭和36年2月7日に同社に係る被保険者資格を取得している者が4人確認できるところ、このうちの一人は、「同社には、昭和36年の正月過ぎに入社した。自分の厚生年金保険の記録は問題が無い。」と述べている。

加えて、株式会社Aでは、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、これらのことから、申立人の申立期間①における勤務実態等については確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「株式会社Aに出稼ぎ労働者として勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、申立人が一緒に勤務したと記憶する前述の同僚についても、申立期間②における厚生年金保険の加入記録は無く、その者は、「申立期間②において、株式会社Aに出稼ぎに行ったかどうか記憶が曖昧である。」と述べている上、申立期間②当時、同社に出稼ぎ労働者として勤務していたことが確認できる複数の者から聴取したところ、申立人が申立期間②において勤務していたことを記憶している者はおらず、申立人の同社での勤務実態等について確認できない。

また、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間②において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 3 申立期間③について、申立人は、「B株式会社に出稼ぎ労働者として勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、申立人が当該期間に一緒に勤務したと記憶する同僚は、当該期間において別の事業所に勤務していることが雇用保険の記録から確認できる。

また、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間③当時、同社に出稼ぎ労働者として勤務していたことが確認できる複数の者は、「申立人と一緒に勤務したことは覚えているが、申立期間③ではなかったと思う。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間③のうち、昭和39年11月から40年3月までの期間について、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

加えて、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、昭和38年11月12日から39年5月2日までの期間以外に申立人の加入記録は無く、申立期間③において健康保険番号に欠番も無い。

- 4 申立期間④について、申立人は、「B株式会社に出稼ぎ労働者とし

て勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人について、事業所名は不明であるが、申立期間④を含む昭和40年11月7日から41年6月20日までの期間において、B株式会社とは別の事業所における加入記録が確認できる。

また、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間④当時、同社に出稼ぎ労働者として勤務していたことが確認できる複数の者は、「申立人と一緒に勤務したことは覚えているが、申立期間④ではなかったと思う。」と証言している。

さらに、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間④において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

5 このほか、申立期間①から④までについて、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 21 日から 47 年 5 月 6 日まで  
私は、昭和 46 年 11 月 7 日から 47 年 5 月 6 日までの期間において、株式会社 A に出稼ぎ労働者として勤務していた。

しかし、厚生年金保険には、昭和 46 年 11 月 7 日から同年 11 月 21 日までの 1 か月しか加入していないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「株式会社 A における厚生年金保険の加入記録は、昭和 46 年 11 月 7 日から同年 11 月 21 日までしかないが、47 年 5 月 6 日まで勤務していた。」と主張しているところ、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社 A では、「当時の関係資料は保存されていないが、申立期間当時、給与の手取り額を多くするため、雇用保険には希望して加入したが、厚生年金保険については加入を希望しない出稼ぎ労働者が多数いたので、申立人についても、厚生年金保険の加入を希望しなかったものと思われる。いったん厚生年金保険の加入手続を行った経緯については、当時の資料が無く確認できないが、資格の喪失処理を行った翌月以降の給与からは厚生年金保険料は控除していないと思われる。」と回答している。

また、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和 46 年 11 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 11 月 21 日に被保険者資格を喪失した処理がされている者が、申立人以外に二人確認でき、これらの 3 人の資格取得届出が行われた年月日（46 年 11 月 16 日）及び資格喪失届出が行われた年月日（46 年 11 月 25

日) はいずれも同日であることが確認できるところ、このうち連絡先が判明した一人は、「申立人のことは記憶に無いが、私は、被保険者資格を喪失した後も、出稼ぎ労働者として年末ごろまで継続して勤務していた。」と証言している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年2月15日まで  
私は、申立期間においてA株式会社B工場に勤務していたので、労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の妻から提出された履歴書から、申立人は、申立期間において、A株式会社B工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間は労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用期間であり、同法では、工場や炭鉱で働く男性の肉体労働者のみが被保険者として対象とされている。

また、上記の履歴書によると、申立人はC大学専門部D科を卒業していることが確認できるところ、申立人がA株式会社B工場に勤務していたと証言している上記の同僚は、「当時、会社の社員で旧制中学校以上を卒業した者は少数であり、事務職や技術職として従事していた。また、旧制小学校を卒業した多数の者は、職工として従事していた。当時、労働者年金保険に加入できたのは職工の人たちだけであり、私は、旧制中学校を卒業し技術職として業務に従事していたので、労働者年金保険には加入していなかった。申立人は、事務職として勤務し、現場で職工を指導する立場だったので、労働者年金保険には加入していなかったと思う。」と述べている上、オンライン記録から、当該同僚は、制度が改正され事務職が厚生年金保険に加入できるようになった昭和19年10月1日に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが

確認できる。

さらに、A株式会社B工場に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、労働者年金保険被保険者であったことを認めることはできない。